様式第37号（第24条関係）

|  |
| --- |
| 譲渡担保財産からの徴収通知書 |
| 年　　月　　日納税者（特別徴収義務者）住（居）所氏名（名称、代表者氏名）　　殿村長　　　　　　　　　印あなたの下記滞納金額について、譲渡担保権者に対し、あなたが担保の目的のため、譲渡した財産から徴収する旨の通知書を　　年　　月　　日発しましたから地方税法第14条の18第2項の規定により通知します。 |
| 権者担保譲渡 | 住（居）所 |  |
| 氏名(名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 滞納処分費 | 法定納期限等 |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円(　　　) | ・・ |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  |  |  | (　　　) | ・・ |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  |  |  | (　　　) | ・・ |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 上記のうち、あなたが納付（納入）すべき金額 | 円 |
| 及び所在量、性質名称、数財産譲渡担保 |  |
| 納付（納入）の場所 |  |
| 由せる理を負わ税責任物的納 |  |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額は切り捨てます。）　　　　　　につき年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で(　)書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |